



質問1

待合室が殺風景なので、ある有名画家の複製の絵画（30号）を買ってきて飾りました。この費用の取り扱いはどうなりますか。

回答 減価償却資産として経理して下さい。

待合室などが殺風景なために飾る装飾目的の絵画は、事業用の資産と考えられます。絵画のような資産は、原則として時の経過により価値が減少しませんから、減価償却資産とはなりません。税務上は、次に掲げる美術品等は「時の経過によりその価値が減少しない資産」として取り扱われます。

- (1) 古美術品・古文書・出土品、遺物等のように歴史的価値または希少価値を有し、代替性のないもの。
- (2) (1)以外の美術品等で、取得価額が1点100万円以上であるものを（時の経過によりその価値が減少することが明らかなものを除きます）

(注1) 時の経過によりその価値が減少することが明らかなものには、例えば、会館のロビーや葬祭場のホールのような不特定多数の者が利用する場所の装飾用や展示用（有料で公開するものを除きます。）として個人が取得するもののうち、移設することが困難でその用途にのみ使用されることが明らかなものであり、かつ他の用途に転用すると仮定した場合に、その設置状況或使用状況から見て美術品等として市場価値が見込まれないものが含まれます。

(注2) 取得価額が1点100万円未満であるもの（時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除きます。）は減価償却資産として取り扱われます。

そこで購入された絵画が100万円以上で時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものであれば、非減価償却資産に該当することになります。また、100万円未満であるものは減価償却資産として取り扱われますが、100万円未満の取得した絵画が時の経過により、その絵画の価値が減少しないことが明らかなものは非減価償却資産となります。なお、このような絵画の耐用年数は8年となります。

質問2

病院のまわりに緑が少ないので、病院の美観と患者の入院環境を整備する意味を兼ねて、病院の周囲に芝生をはり、苗木を植えこの費用に100万円を支払いました。この費用はどう取り扱われますか。

回答 緑化施設として減価償却して下さい。

植栽された樹木、芝生等が一体となって緑化の用に供されている場合のその植栽された樹木、芝生等を「緑化施設」といいます。これには、いわゆる庭園と称されるもののうち、花壇・植樹等植物を主体として構成されているものも緑化施設に含まれますが、泉水・池・とうろう等の主として植物以外のものによって構成されるものは除かれることになっています。（これらは、「庭園」に該当します。）

したがって、ご質問のように病院のまわりに植えた樹木等の費用は、緑化施設に該当するものと思われれます。このような緑化施設は、減価償却資産として、耐用年数20年で減価償却することになります。この場合に、この緑化施設を事業に使用した日については、一つの区域に設置される緑化施設の全体の工事が完了した日によるものとされています。

また、この緑化施設の取得価額についても、一つの区域に施設される緑化施設全体の費用の合計額をもって計算します。